## 「いしかわ森林環境税」で



石川県では，県民共有の財産である森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくため，平成19年度から「いしかわ森林環境税」を活用し，県内各地で約2万haの森林整備を行い，水源のかん養や山地災害の防止など森林の公益的機能の向上を図っています。
引き続き「いしかわ森林環境税」に対するご理解とご協力をお願いします。

平成 31 年 4 月私たちのくらしを支える峦林のはたらき

県土の約7割を占めている森林は，再生産可能な資源である木材を供給して循環型社会づくりに寄与するだけでなく，土砂災害や洪水を防止し，豊かな水を育み，二酸化炭素を吸収して地球の温暖化防止に貢献するなど，さまざまな機能をもっています。
森林は私たちの暮らしには欠かすことができない存在です。

※石川県の森林が有している公益的な機能をお金に換算すると，年間1兆1，350億円にもなり，県民一人あたりが森林から受ける恩恵は，年間約 100 万円になると試算されます。

## 「いしかわ柲林環境税」を活用した取細について

## ○森林の公益的機能の低下をもたらす放置竹林の除去

竹林はタケノコや竹材加工品の資材等の生産のため，県内各地で整備•管理されてきましたが，近年，安価な輸入タケノコや竹材の代替品の増加に伴し，管理されなくなった竹林（放置竹林）が増加し，周辺の森林に侵入•繁茂しており，森林の公益的機能の低下をもたら すことが懸念されています。

このため，これらの放置竹林を除去し，健全な広葉樹林となるよう取り組んでいます。
－放置竹林が過密化し，周辺の森林に拡大


- —下草や広葉樹の育成を促す ——
- 野生獣の出没を抑制するための里山林整備

近年，集落周辺の里山林が，生活様式の変化等により利用されなくなったことで過密化し，クマやイノシシ等の隠れ場所になるなど，野生獣の生息域と集落との緩衝域としての機能が低下し，私たちの安心•安全な生活環境への大きな脅威となっています。

このため，藪の刈払いなどで森林の見通しを良くし，野生獣の生息域と集落との境界を形成する取り組み（緩衝帯整備）を進めています。


集落周辺の過密化 した里山林で集落沿 いに間伐や數の刈り払いをすることで見通しを確保し，野生獣 の生息域との境界を形成する。


整備した緩衝帯

これまで，いしかわ森林環境税を活用して，手入れ不足人工林の整備等を実施したことにより，広葉樹が生育し，健全な森林が育成される等の成果をあげてきましたが，森林所有者の経営意欲の減退により，新たに手入れ不足となる森林が出てきました。

そこで，「いしかわ森林環境基金評価委員会」からの最終報告を踏まえ，県産材の利用促進対策を税の新たな使途に加えるこ ととし，県産材の利用促進により，需要を拡大させることで，手入れ不足人工林の発生を未然に防ぎ，森林の持つ公益的な機能 の維持増進を図ります。

## －県産材利用促進



- 県産材を使った住宅への助成を行います。
- 住宅以外の建物における県産材使用への助成を行います。
－県産材の利用促進に向けた機運醸成に取 り組みます。


新林整偏が進む


手入れ不足
人工林発生を抑制

## 楽啇材利用促進対策の具体的な取組

## いしかわの森で作る住宅推進事業

県産材を使った住宅等を新築•増改築•購入する方への県産材の使用量に応じ た定額助成により，住宅分野における県産材の需要を拡大します。


## 民間施設県産材需要創出モデル推進事業

木のぬくもりを感じられる「やすらぎ空間」や，木の良さを伝える「おもてなし空間」が提供できるような県産材使用のモデルとなる民間施設への助成によ り，非住宅分野における県産材の需要を創出します。
－公募の上，県産材使用部分の材料費，工事費の1／2を上限に支援
※使用する材がCLT等の新部材の場合，材料費の3／4，工事費の1／2



県産材の良さを感じられる住宅


木の良さを伝える施設のイメージ （木場潟公園西園地展望休憩施設）

## －県民の理解と県民参加による森づくり

森づくりに対する県民の理解と参加を促す活動を進めるため，子ども達を対象とした森林環境教育やボランティア団体等が自主的に実施する森づくり活動の支援などを実施しています。

これまでに延べ約13万人を超える県民が参加するなど，各地で森づくり活動が広がりを見せているほか，木造建築に関する講習会を開催するなど，木材利用の促進に向けた取り組みも実施しています。


子ども達を対象にした森林環境教育


木造建築に関する講習会の開催


木の良さを伝える木育出前講座の開催

## 個人の場合

納める方：県内に住所等を有する一定以上の所得のある方（県民税均等割の納税義務がある方）納める額：年額500円（個人県民税均等割額に500円を上乗せ）

※次の方々は，県民税均等割の非課税措置が適用されます
①生活保護法による生活扶助を受けている方
（2）障害者，未成年者，寊婦又は荎夫で前年の合計所得金額が 125 万円以下の方
（3）前年の合計所得金額が市町の条例で定める金額以下の方
（注）合計所得金額は，収入から必要経費を差し引いた額，給与所得控除後の額など

## 法人の場合

納める法人：県内に事務所等を有する法人


| 資本金等の額の区分 | 均等割額 |  | 5\％相当額（ししかわ森林䍗境税） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 50億円超 | 年額 | 800，000円 | 40，000円 |
| 10億円超～50億円 | 年額 | 540，000円 | 27，000円 |
| 1 億円超～10億円 | 年額 | 130，000円 | 6，500円 |
| 1千万円超～1億円 | 年額 | 50，000円 | 2，500円 |
| 1千万円以下 | 年額 | 20，000円 | 1，000円 |

## 実施時期

15年間【個人：2007年度（平成19年度）分～2021年度分】
【法人：2007年（平成19年）4月1日～2022年3月31日までの間に終了する事業年度分】

いしかわ森林環境税に関する詳しい内容は，下記までお問い合わせ，ご確認ください

税の使い道など
森づくりに関すること
石川県農林水産部森林管理課
TEL（076）225－1642 FAX（076）225－1645 E－mail：shinkan＠pref．ishikawa．lg．jp

石川県総務部税務課
TEL（076）225－1271 FAX（076）225－1275
E－mail：zeimuka＠pref．ishikawa．lg．jp

ホームページ http：／／www．pref．ishikawa．lg．jp／shinrin／kikaku／kankyouzei／index．html

